金融・保険市場におけるトピックス

【国際会計基準】

〇国際会計基準審議会が IFRS 第 4 号「保険契約」(フェーズⅡ)の再公開草案を公表

2013年6月20日、国際会計基準審議会(IASB)は、国際会計基準(IFRS)第4号「保険契約」(フェーズⅡ)の再公開草案を公表した。本公開草案は、IASBが2010年7月に公表した公開草案に関する意見公募に対して寄せられたコメントを踏まえ、米国財務会計基準審議会(FASB)との共同審議を経て再公表されたものである。

本公開草案では、2010年の公開草案からの主な変更点として、①金利変動などによる保険契約負債の変動に関する表示・測定アプローチの変更、②包括利益計算書上に保険料や保険金等の保険成績に関する情報も表示する新たな表示アプローチの提案、③新会計基準の適用に関する移行アプローチの修正等を挙げている。IASBは、本公開草案に対し意見公募を行っている(締切は2013年10月25日)。

なお、FASB も 2013 年 6 月 27 日に保険契約会計の改定草案を公表しており、IASB 草案との差異がまだ残っている点を認めている。FASB も意見公募を行っている(締切は IASB 同様 10 月 25 日)。

(IASBプレスリリース 2013.6.20 ほか)

【FSB·IAIS·規制動向】

〇金融安定化理事会等が「グローバルにシステム上重要な保険会社(G-SIIs)」を公表

2013年7月18日、金融安定化理事会 (FSB) と保険監督者国際機構 (IAIS) は、「グローバルにシステム上重要な保険会社 (Global Systemically Important Insurers: G-SIIs)」を公表した。

これは、IAIS が策定した選定手法に基づき、2011 年時点のデータを使用して、FSB が IAIS および各国当局と協議の上、G-SIIs に該当する 9 社を特定したものである。この 9 社は、アリアンツ、AIG、ゼネラリ、アビバ、アクサ、メットライフ、中国平安保険、米プルデンシャル・ファイナンシャル、英プルデンシャルとされ、わが国の保険会社は含まれなかった。今後については、G-SIIs として特定される保険会社は、2014 年11 月以降、新たなデータに基づき毎年 11 月に更新され、FSB から公表される予定となっている。なお、主要な再保険会社については、G-SIIs の特定が遅れており、2014 年7 月までに決定する予定とされている。

G-SIIs の公表と同時に、IAIS から G-SIIs の選定手法および G-SIIs に適用される規制・監督の内容も公表され、FSB により承認された。G-SIIs の選定手法は、データに基づく分析と関連監督当局の検証等により当該保険会社のシステミックリスクの重要性につき評価するものである。また、G-SIIs に適用される規制・監督の内容としては、

①再建・破綻処理計画(RRPs)の策定、②グループ監督の強化、③非伝統的・非保険 事業に対する上乗せ資本要件(HLA)の策定、が挙げられている。

なお、IAIS は、G-SIIs に関する上記のような取組のほか、国際的に活動する保険グループ(Internationally Active Insurance Groups: IAIGs)に対する、定量的な資本基準を含む包括的なグループ規制・監督の枠組を策定し、2013年末までに FSB が承認する予定とされている。

(FSB および IAIS プレスリリース 2013.7.18)

【EU・規制動向】

〇欧州保険・職域年金監督機構が長期保証契約影響度調査の結果を公表

2013年6月14日、欧州保険・職域年金監督機構(EIOPA)は、長期保証契約影響度調査(Long-term Guarantee Assessment: LTGA)の結果を公表した。この調査は、ソルベンシー Π の枠組において、長期保証契約の負債を評価する際に適用する割引率として何を用いるかによりどの程度の影響があるかを定量的に把握するためのものである。

本調査では、割引率に関する諸要素、例えば、割引率へのカウンター・シクリカル・プレミアム(Counter-Cyclical Premium: CCP)の上乗せ(金融市場がストレス下にある状況で、保険会社が損失回避の目的でリスク資産の売却を急ぐこと等による市場の悪循環を防止するため、割引率に一定の上乗せを行うもの)を反映して割引率を変化させた場合の影響等を測定した。EIOPAは、本調査に基づき、割引率の適用方法等について技術的な提案を行っており、本調査結果を踏まえ、今後オムニバス IIの決議等が予定されている。

なお、本調査に関して、ドイツやフランスの保険協会等からは、今回の EIOPA の提案内容には未だ不十分な点が多く、今後も議論を続けるべきである等の意見が出ている。

(EIOPA プレスリリース 2013.6.14 ほか)

【イギリス・規制動向】

〇英国保険協会とイギリス政府が洪水再保険基金の創設に関する覚書を締結

2013年6月27日、英国保険協会(ABI)とイギリス政府は、国内における洪水保険 を広く手頃な価格で利用可能とする洪水再保険基金(Flood Re)の創設に向けた覚書を 締結した。

イギリスでは、英国保険協会と政府の間で期限付きの洪水保険の原則書が締結されており、この原則書に基づき、民間保険会社が住宅保険等の基本補償の一部として洪水リスクに対する補償の提供を行っている。洪水保険の原則書は、2013年6月30日に期限満了となる予定であったが、英国保険協会は、近年洪水リスクが高まっていること等を

背景に、現状の洪水保険の原則書の内容を延長することはできない、としていた。一方で、洪水保険の原則書の期限が切れると洪水リスクが高い地域の人々約 20 万人が保険料の高騰により保険を購入できなくなる可能性があった。

今回の覚書で創設が予定される洪水再保険基金には、主に以下の内容が盛り込まれる予定である。

- 洪水再保険基金は、民間保険会社が資金を出して管理・運営する非営利の基金である。
- 民間保険会社は、自社が引き受けた、洪水リスクが高いとみなされる家計分野の 契約の洪水リスクをこの洪水再保険基金に移転し、移転された契約に対して支払 われる保険金は、この基金によってカバーされる。
- 洪水リスクに対する保険料は、保険契約者が居住する建物等にかかる固定資産税 の額を基準にして算出し、また保険料には一定の上限を設定する。
- 洪水再保険基金は、この会員となる民間保険会社から全社合計で年間 1 億 8,000 万ポンドを徴収する。民間保険会社は、広範な保険契約者の保険料に対して賦課金を課すことによってこの資金負担を保険契約者に転嫁する。
- 本スキームは200年に1度発生する予想最大損失をカバーできるよう設計する。

洪水再保険基金については、現在、2015 年夏の運用開始に向けて、ガバナンスや規制当局の承認等さまざまな課題の検討が行われているところである。英国保険協会の加盟保険会社は、洪水再保険基金の運用が開始されるまでの間は、従来から使用されている洪水保険の原則書に基づき、既存顧客に対し洪水リスクに対する補償の提供を続けていくことになる。

(GOV.UK News Story 2013.6.27、ABI ニュースリリース 2013.6.27 ほか)

【米国・規制動向】

〇金融安定監視評議会がシステム上重要な金融機関に AIG を指定

金融安定監視評議会 (FSOC) は、2013 年 7月、金融システム上重要な金融機関 (SIFI) として AIG を指定した。この指定は、金融危機を契機として 2010 年に成立した金融規制改革法に基づくものである。

SIFI に指定された金融機関等は、業態ごとの所管の監督機関を問わず、連邦準備制度理事会 (FRB) の一元的な監督下におかれ、一般の金融機関等よりも厳格な健全性基準等が適用され、破綻処理計画の策定等も義務付けられることとなる。

AIG が指定された主な理由は、全米 3 位で世界有数の保険事業者である AIG に財務破綻が生じた場合、保険業界の信頼喪失を招き、1,800 万人以上の契約者を有する生命・退職貯蓄商品等の早期解約等に伴って金融市場に極めて大きな影響を及ぼし、金融シス

テムの機能を損なう可能性があるとするものである。

SIFI に指定された金融機関等は、指定から 30 日以内に異議申立および聴聞の要求ができ、その場合 FSOC は 40 日以内に再度投票により指定の是非を確定することになるが、AIG は指定を受けた日の翌日、FSOC の指定決定に異議を申し立てず、歓迎するとのコメントを出した。

(連邦財務省ウェブサイト 2013.7.9、AIG プレスリリース 2013.7.9 ほか)

【米国·規制動向】

〇米国保険協会が日本の TPP の交渉参加を歓迎

米国保険協会(AIA)は、2013年7月、米国政府の通商政策スタッフ委員会(TPSC)による日本のTPP(環太平洋パートナーシップ協定)への参加に関する利害関係者に対する聴聞会において、日本のTPP交渉参加を歓迎する証言を行った。

AIA 関係者は、証言において、世界第 2 位の民間保険セクターを有する日本が TPP に参加することは、交渉関係国間における保険事業の市場アクセスの重要性を認識させ、また、民間保険事業者と国営保険事業者との中立的な競争条件の確保が、効率的でオープンな保険市場の実現にとって必要不可欠であるということを強力に示すメッセージになると説明している。

 $(AIA \ \mathcal{I} \ \nu \lambda \ \mathcal{I} \ \mathcal{I} - \lambda \ 2013.7.2)$

【アジア・市場動向】

〇アジア新興国損害保険市場における 2012 年の保険料の伸びは堅調

スイス再保険が発行するシグマ 2013 年第 3 号「2012 年の世界の保険」によると、2012 年のアジア新興国の損害保険元受収入保険料は前年比 13%増となり、2011 年の 10%増に続いて堅調な伸びを示した。なお、この統計でのアジア新興国は、アジアの国・地域から日本、韓国、香港、台湾、シンガポールを除いた数字となっている。

主要国の動向については、最大市場である中国において損害保険元受収入保険料が前年比 14%増となった。2011 年の 10%増に続き大きな伸びとなったものの、自動車の販売台数の伸び悩み等により、期待されていた 20%の水準には届かなかった。

インドでは、堅実な経済情勢や自動車の第三者賠償責任保険料の増加等を背景として、2012年の損害保険元受収入保険料は前年比10%増を記録した。タイでは、2011年の洪水による被害から回復し、2012年の損害保険元受収入保険料は前年比21%増となった。これは、リスクに対する意識の高まりから火災保険と自動車保険の販売件数が大幅に増加し、保険料率の引き上げと相まって収入保険料の大幅増加につながったものである。

アジア新興国における損害保険市場の見通しは 2013 年も良好であり、経済成長と所得の増加やリスクに対する意識の高まりを背景として、堅調な保険料増加が予測されて

いる。一方、アジア新興国では規制・監督当局からのこれまで以上に厳しいソルベンシー基準の要求により、多くの保険会社が資本増強の必要性に直面しており、地方拠点の 統廃合等の効率化も検討されている。

(Asia Insurance Review 2013.7.1, Swiss Re Sigma, "World insurance in 2012")

【インド・規制動向】

〇インド保険規制開発庁が保険の銀行窓口販売に関する規制緩和を検討

インド保険規制開発庁(IRDA)は、保険の銀行窓口販売に関する規制緩和のための新たなガイドライン策定を検討している。

インドでは現在、銀行は保険会社の企業代理店として保険商品を販売できるが、販売できる保険会社の数は生命保険会社・損害保険会社それぞれ1社に限られている。保険会社は、広範な銀行の支店網を保険販売に効率的に利用できるようにするため、銀行が複数の保険会社の商品を販売することを認める規制緩和を要求していた。

検討されている新たなガイドラインは、銀行が企業代理店または保険ブローカーとして保険を販売できるようにするもので、銀行が保険ブローカーとして保険を販売する場合は、1社だけに限らず複数の保険会社の商品を扱うことが可能となる。

2013年2月に行われた予算演説においてP Chidambaram 財務大臣は、保険の銀行窓口販売に関する規制緩和に積極的な姿勢を示した。一方、インド中央銀行(RBI)は、このような規制緩和に伴い、銀行が保険販売による風評リスクを抱えるようになることや、銀行のローン利用者に対する保険購入の強要等の不適切な販売が増加すること等に対する懸念を示している。

(Asia Insurance Review 2013.6.10、The Indian Express 2013.6.6、2013.6.24 ほか)